

長野県看護大学共同研究取扱規程

(趣旨)

第1条 この規定は、長野県看護大学(以下「本学という。」)と学外機関との共同研究の取扱いについて、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「共同研究」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 本学において、学外機関から研究者及び研究経費を受け入れて、本学の教員が学外機関の研究者と共通の課題につき共同して行う研究

(2) 本学及び学外機関において、共通の課題について分担して行う研究で、本学において、学外機関から研究者及び研究経費等又は研究経費等を受け入れるもの

2 この規程において「学外機関」とは、医療法(昭和23年法律第205号)に基づく医療法人、社会福祉事業法(昭和26年法律第45号)に基づく社会福祉法人、商法(明治32年法律第48号)等に基づく会社、地方公共団体、特殊法人及び民法(明治29年法律第89号)に基づく公益法人等をいう。

3 この規程において「研究代表者」とは、当該共同研究を代表して行う本学の教員をいう。

4 この規程において「発明等」とは、職員の勤務発明等に関する規則(昭和32年長野県規則第37号。以下「規則」という。)第2条第1号に掲げるものをいう。

(共同研究の受入れ)

第3条 共同研究は、次の各号のいずれにも該当する場合に受け入れる。

(1) 本学の教育・研究上有意義であり、かつ、本来の教育・研究に支障が生じないと認められる場合

(2) 本学の教員が学外機関からの研究者と共通の課題について共同又は分担して取り組むことにより優れた研究成果を期待できる場合

(受入条件)

第4条 共同研究の受入条件は、次のとおりとする。

(1) 学外機関は、共同研究を一方的に中止することはできない。

(2) 共同研究に要する経費により、研究のため、本学において新たに取得した設備等は、本学の所有に属し、学外機関において新たに取得した設備等は、学外機関の所有に属する。

(3) 学外機関がやむを得ない理由により、共同研究を中止し、又はその期間を延長する場合においては、本学は、その責を負わない。また原則として共同研究に要する経費は返還しない。

(4) 共同研究の成果を公表する場合は、学外機関は、あらかじめ本学と協議すること。

(経費負担)

第5条 本学は、施設、設備等を共同研究の用に供すると共に、当該施設、設備等の維持・管理に必要な経常経費を負担する。

2 学外機関は、共同研究の遂行のため、必要とする謝金、旅費、消耗品費、光熱水費等の直接的な経費(以下「直接経費という。」)を負担する。

4 前項に定めるもののほか、学外機関は、学外機関における研究に要する経費を負担する。

5 本学は、必要に応じ予算の範囲内において、直接経費の一部を負担することができる。

(研究員の受入れ)

第6条 本学が学外機関から共同研究員として受け入れることができる者は、現に当該学外機関において研究

業務に従事し、かつ、在籍のまま本学に派遣される者（以下「研究員」という）であること。

2 本学において研究員が共同研究の遂行上の事由により負傷等した場合は、労働者災害補償保険法等により補う。

3 研究員の研究費負担金は別に定める。

（設備等の取扱い）

第7条 本学は、共同研究の遂行のため必要があるときは、学外機関からその所有に係る設備等を受け入れることができる。

2 前項の設備等の搬入及び搬出経費は、学外機関が負担する。ただし、特に本学が必要となった設備等の場合には、共同研究に要する経費のうちから支出する。

（申込み、受入決定の手続き）

第8条 共同研究の申込みをしようとする学外機関は、共同研究申込書（様式1）に学外機関の概要がわかる書類を添えて本学学長に提出する。

2 研究代表者は、学外機関からの共同研究申込書の提出にあわせ、研究計画書（様式2）を学長に提出する。

3 学長は、第1項の申込書及び前項の研究計画書を受理したときは、審査機関に諮り、受入れを決定する。

4 学長は、受入決定後すみやかに、学外機関と共同研究契約を締結する。

5 学長は、前項の契約を締結したときは、その旨を教授会に報告する。

（中止又は延長の手続き）

第9条 研究代表者は、共同研究を中止し、又はその期間を延長する必要があるときは、直ちに共同研究変更願（様式3）を学長に提出する。

2 学長は、前項の変更願が提出されたときは、内容を審査し、中止又は延長を決定する。

3 学長は、中止又は延長決定後すみやかに、学外機関と共同研究変更契約を締結する。

4 学長は、前項の変更契約を締結したときは、その旨を教授会に報告する。

（完了報告）

第10条 研究代表者は、共同研究が完了したときは、直ちに学長に報告する。

2 研究代表者は、年度終了後速やかに、共同研究経費内訳書（様式4）により共同研究に要した経費の内訳を学長に報告しなければならない。

（研究成果の公表）

第11条 共同研究の成果は、原則として公表する。

2 公表の時期、方法等については、必要な場合には、学外機関と協議して定める。

（発明等の取扱い）

第12条 学長又は学外機関の長は、共同研究に伴い発明等が生じた場合には、速やかに相互に通知するとともに、双方協議の上、当該発明等の帰属等を決定する。

2 前項の発明等について、特許等を出願する場合の取扱いは、規則に定めるところによるほか、長野県又は当該発明等を行った本学教員と学外機関の長とが締結する契約により定める。

3 前項の規定により長野県が取得した特許権等について、学外機関の長が実施を希望するときは、長野県と学外機関の長とが特許権等の実施契約を締結する。

（補則）

第13条 この規程の運用、解釈等について、疑義が生じたときは、教授会において決定する。

附則

この規程は、平成 15 年 1 月 28 日から施行する。

附則

この規程は、平成 17 年 3 月 15 日から施行する。

様式 1

共 同 研 究 申 込 書

年 月 日

長野県看護大学長 様

申込者 所在地

名 称

代表者氏名

印

長野県看護大学共同研究取扱規程第 4 条に掲げる次項を遵守することを条件として、下記のとおり共同研究の申込みをします。

記

- 1 研究題目
- 2 研究の概要
- 3 研究代表者 職・氏名
- 4 研究員 職・氏名
- 5 研究期間
- 6 研究区分
- 7 研究に要する経費
- 8 その他

添付書類 学外機関の概要（所在地、代表者名、資本金（基本財産の額）、社員数（職員数）、営業・活動内容等）がわかる書類

様式 2

研 究 計 画 書

年 月 日

- 1 研究題目
- 2 研究代表者職氏名
- 3 共同研究者職氏名
- 4 研究目的
- 5 研究対象

- 6 研究方法（できる限り具体的に記述すること。）
- 7 研究対象者への身体的、心理的、社会的リスク
- 8 研究によって得られる利益とその利益を受ける人
- 9 その他研究内容説明の参考となる事項

(注)人を対象としない研究の場合は、7の記載を要しない。

様式3

共同研究変更願

年 月 日

長野県看護大学長 様

研究代表者 職 氏名

印

についての共同研究は、下記理由により中止（延長）したいので、申請します。

記

（理由）

様式4

共同研究経費内訳書

1 研究題目

2 研究代表者 職・氏名

平成 年度の1に記載の共同研究に要した費用は次のとおりです。

日付	項 目	金額	費用負担先	備 考
	合 計			

